平成２９年（フ）第１５０号
茨城県北茨城市中郷町上桜井2087番地の２
債務者　有限会社トリーベルコーポレーション
代表者取締役　鈴木　芳子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第８３号
京都市左京区松ケ崎雲路町12番地
債務者　有限会社ＳＨＩＰ
代表者代表取締役　濱田　秀聡
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　誠司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２６号
名古屋市中区三の丸１丁目13番６号　大和丸の内ビル６Ａ
債務者　株式会社コンテンツファクトリー
代表者代表取締役　伊藤　国佐
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花木　淳美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３２号
埼玉県越谷市弥栄町１丁目172番地22
債務者　株式会社菱東
代表者代表取締役　渡邉　博司
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　博志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前10時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第８８号
福岡県中間市大辻町13番26号
債務者　藤野　英亀
１　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　俊博
４　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５号
福井県小浜市高塚第１号65番地の10、前住所
福井県小浜市千種１丁目12番２号
債務者　山脇　範彦
１　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堺　　啓輔
４　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第３２号
岡山市北区西島田町10番１号　アルファライフ西島田704
債務者　塚本　哲也
１　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　周東　秀成
４　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後３時
６　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
鹿児島県奄美市名瀬平松町358番地
債務者　村田　義朗
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鑪野　孝清
４　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後１時45分
６　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第１８号
茨城県龍ケ崎市馴馬町2434番地
債務者　川村　　裕
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
４　破産債権の届出期間　平成30年３月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
栃木県小山市西城南２丁目20番地22　コーポフランドール103号、前住所山形県東置賜郡高畠町大字深沼1649番地
債務者　太田　君子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　拓矢
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０号
静岡市駿河区用宗４丁目21番17号
債務者　小野田　潤
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下大澤　健
４　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月９日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７号
静岡県富士宮市朝日町22番６号
債務者　桑原　宏和
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津島　章利
４　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月10日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１９２号
東京都多摩市一ノ宮１丁目45番地の５
債務者　三井　佐織（旧姓久保田）
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
４　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月11日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７６号
札幌市中央区南14条西17丁目１番16号　ＰＬＡＴＺ1417―305号
債務者　木村　　聡
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒田　　学
４　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月22日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７１号
千葉県佐倉市上座570番地90　ユーカリハイツ　206
債務者　髙橋　芳博
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　泰三
４　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月22日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部